

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 規 第 3 5 1 号
令 和 7 年 1 0 月 2 9 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 規 制 課 長

広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について

広告物の道路占用に係る道路管理者の取扱いについては、国土交通省において、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号道路局長通知）及び「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第24号道路局路政課長通知。以下「24号通知」という）が示されているところ、この度、24号通知が改正されました。

今回の24号通知の主な改正内容は、地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例に、「トイレ内に設置する消耗品を無償提供するデバイスに添加等する広告物」が追加されたことです。

この点、広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応については、「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について」（令和7年4月22日付け交規第38号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところ、この度の24号通知の改正を踏まえた対応は、下記のとおりであるので、その対応に遺漏のないようお願いします。

なお、旧通達は本通達の実施に伴い廃止します。

また、本通達は警察庁において国土交通省と協議済みです。

記

1 広告物に係る道路占用の取扱いの内容等

(1) 取扱いに関する基本的な考え方

地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものについて、その活動等の費用が不足し、広告料以外には費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、活動に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、具体的な活動等としては、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は

維持管理、地域活性化のためのイベント等のほか、防災・観光情報等の公共的な情報の発信、防犯活動等が想定されています。

(2) 取扱いの主な内容

ア 対象となる広告物

広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とされています。

イ 取扱方針の策定

道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催するなどして、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができることとされています。

なお、関係機関の合意形成のため、連絡協議会を設置するかどうかについては、個別具体の事例に関して判断すべきとされています。

ウ バス停留所に設置される上屋に対する広告物の占用許可については、「バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（令和6年3月26日付け国道利第53号通知）に基づき取り扱うこととされています。

2 交通警察の対応

広告物に係る道路使用許可の取扱いについては、その方針に何ら変更点はないが、今般の国土交通省の通知を踏まえ、次の点に留意してください。

(1) 占用許可との整合性の配意

道路空間に道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な広告物を設置する場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条及び道路法（昭和27年法律第180号）第32条第5項に基づく所轄警察署長と道路管理者との協議を要することから、道路使用許可に当たっては、道路占用許可との整合性の確保に配意しつつ、引き続き適正な対応に努めてください。

(2) 取扱方針の策定に当たっての対応

ア 連絡協議会への参画

警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に対し、上記1(2)イの連絡協議会への参画依頼がなされた場合には、同協議会の構成員として警察署等が参画することが交通管理上有益であり、広告に係る道路使用許可の関係事務の効率化にも資すると考えられることを踏まえて適切に対応してください。

イ 関係機関との連携

取扱方針の策定に当たっては、必ずしも連絡協議会が開催されるものではないが、関係機関の合意のもとで定めるものとされていることから、関係機

関と連携の上、例えば、公共サインや路上変圧器に添加される広告物の設置場所が車道から正対して正面の車道側の壁面となる場合には、車両の運転者に訴求することのないよう、必要な対策について意見を申し入れるなど、24号通知における取扱例と異なるものについては、交通管理上の意見が反映されるよう適切に対応するとともに、必要に応じ下記担当に報告・相談してください。

担当 交通規制課 規制第二係

○地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日付け国道利第22号 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長あて国土交通省道路局長通知）

最終改正：令和6年3月26日付け国道利第50号

近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加している。また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することにより、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるところである。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占有について、新たに別紙のとおり取り扱うことを可能としたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知は、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占有に関し、道路の構造、交通、景観その他地域の状況に応じ、関係機関の協議等に基づき、道路管理者が弾力的な取扱いを行うことを可能とするものである。
- 2 本通知に基づき広告物の占有許可を取扱う場合においては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙第4(2)及び(3)ハ（変圧塔に係る部分に限る。）、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）並びに第7(3)及び(4)の規定については適用しない。さらに、交通規制により車両の通行が行なわれない道路上に設置する場合であって道路の構造及び交通に支障がないと認められるときは、同通知別紙第4(1)及び(3)（踏切道に係る部分を除く。）並びに第6(2)前段の規定についても適用しない。
- 3 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占有については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて」（平成19年8月13日付け国道利第7号）は、平成20年4月1日付けで廃止する。

別 紙

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて

1 趣旨

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら地域における公共的な取組みに要する費用の一部（添加する広告物自体の管理費用を含む。）に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

よって、本通知は、これらの観点から、当該地域の関係機関において統一的な取扱いを行うとの合意が形成されたときは、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の占有に関し、当該合意に基づく取扱いを行うことができるよう必要な事項を定めるものである。

2 取扱いの基本

- (1) 本通知において、地域における公共的な取組み（以下「地域活動等」という。）とは、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。具体的には、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等が想定されるが、地域の状況に応じ、防災・観光情報等の公共的な情報の発信、当該情報の多言語化対応、防犯活動等の直接には道路に関しない公共的な活動を含んで差し支えない。
- (2) 本通知は、地域活動等を実施するための一助として広告物の占有が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮すること。
なお、地域活動等に要する費用の全てを広告料によりまかなうことは必ずしも本通知の趣旨とするところではなく、広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する必要がある。
- (3) 本通知に基づく地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占有の許可に当たっては、道路法、道路法施行令等に規定する占有の許可基準に加え、3(1)の連絡協議会等において広告物の取扱方針が策定された場合には、これに沿って当該地域における占有の適否を判断すること。ただし、バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加については、その占有場所、構造等の特殊性にかんがみ、別に通知する取扱いによること。

- (4) (3)本文にかかわらず、従前から占用を許可しているもの又はイベントなどに伴い一時的に占用するもののいずれかであって、関係機関との調整を特に要しない軽微なものである場合には、取扱方針の策定を行うことなく、本通知の趣旨を踏まえ弾力的に取り扱うこととして差し支えない。
- (5) 本通知の対象となる広告物については、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とする。ただし、3(1)の連絡協議会等において特に必要と認められたときは、これ以外の形態の広告物を対象として差し支えない。
- (6) 本通知に基づく運用に当たっては、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図ることが必要になることから、これらを十分踏まえた取扱方針となるよう配慮すること。特に、観光地、景勝地等自然景観の優れた地域、歴史的な街並みが形成されている地域など、道路と沿道とが一体となって良好な景観を形成している地域においては、広告物が設置されることにより、これらの景観を阻害することのないよう、取扱方針を策定して広告物の占用を認めることの可否を含め、関係機関と十分に検討することが必要であること。

また、限られた道路空間において地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物を設置できる活動主体及びその活動内容の調整に当たっては、まちづくりの方向性との調和、活動主体の要望等を踏まえ総合的な判断が求められることに留意されたい。

3 広告物の取扱方針の策定

- (1) 道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催するなどして、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができる。

なお、関係機関の合意の形成のため、連絡協議会を設置するかどうかについては、個別具体の事例に関して判断すべきである。

- (2) 取扱方針の策定に当たっては、地域活動等の内容と整合がとれたものとするため、当該区域内の道路上に広告物を設置し広告料を活動費用の一部に充当して地域活動等を行うことを検討している活動主体の意見や計画を十分に把握すること。
- (3) 取扱方針には、道路管理者、警察署をはじめとする関係機関等が当該取扱方針に沿って統一的な運用を行うとの合意のもと、次に掲げる事項のうち、必要なものを定めるものとする。
- (ア) 取扱方針の対象とする区域、路線、道路の部分等に関する事項
 - (イ) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等に関する事項
 - (ウ) 広告物の形態等に関する事項
 - (エ) 広告物の設置主体（占用主体）等に関する事項
 - (オ) 広告物の設置期間（占用期間）等に関する事項

- (カ) 広告物の設置場所及び構造等に関する事項
- (キ) 広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項
- (ク) 許可の条件、運用上の留意事項（広告料収支の公開方法、取扱方針の変更の手続等）、その他必要な事項

(4) 取扱方針を定めた場合においては、申請者等に対して当該取扱方針に定める事項を十分に周知するとともに、占用許可に当たっては、あらかじめ申請者から計画書等を徴することとし、当該取扱方針に適合するものであることを確認すること。

(5) 取扱方針を定めた場合においては、地域活動等の内容との整合や他の活動主体との公平等の観点から、定期的に連絡協議会等において取扱方針の運用状況等を検証するとともに、広告物の設置状況、地域活動等の状況、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 その他

本通知に基づく運用に当たっては、標準取扱例を別途通知することとしているので、これを参考とすること。

○地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 24 号国土交通省道路局路政課長通知)

最終改正：令和 7 年 5 月 21 日国道利第 11 号

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号。以下「22 号通達」という。）に定められているところであるが、22 号通達の趣旨に従い、今般標準的な取扱例を別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本取扱例は、22 号通達に基づく広告物の占用の許可に当たっての道路管理者としての標準取扱例として作成したものであり、直接に許可基準となるものではない。また、広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項については、他の規制との関連等を十分に踏まえ、22 号通達別紙 3 (1) の連絡協議会等において、必要に応じて定めることとされたい。

なお、22 号通達別紙 3 (1) の広告物の取扱方針において、それぞれの地域の状況に応じ、本取扱例と異なる取扱いを定めることは差し支えないことに留意されたい。

2 本取扱の実施状況を把握するため、22 号通達別紙 3 (1) の広告物の取扱方針を策定した場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。

3 本通知は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例

1 街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「利便工作物等」という。）の整備又は維持管理とする。

- ① 街灯その他道路法施行令第17条各号で定められている工作物又は施設（利便工作物）
- ② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、利便工作物等に対して、協賛者、寄贈者等の名称、商標、商品名等（以下「協賛者名等」という。）を表示する看板等を添加する形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

原則として、広告物を添加する利便工作物等の占用主体が新規に占用許可申請を行うものとする。ただし、利便工作物等の占用主体が広告物の添加に関し同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 占用の期間

異なる占用主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。また、占用の期間は、原則として、広告物を添加する利便工作物等の占用の期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

- (ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- (イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5m以上であること。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。
- (ウ) 利便工作物等に添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における当該工作物の幅及び高さを超えないものであること。ただし、街灯に添加するものにあつては、道路上に0.8mを超えてつき出さない範囲において広告物を添加することができる。
- (エ) 利便工作物等に広告物を添加する場合には、著しく長大な利便工作物等を除き、原則として当該工作物1個につき1個（街灯にあつては1対）までとする。
- (オ) 広告物を設置することにより、利便工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための

施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

- (カ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (キ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (ケ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される利便工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、利便工作物等が老朽化している場合にあっては、広告物を添加することにより倒壊、損傷等のおそれが生じないよう慎重に取扱うものとする。

- (コ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。
- (6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該利便工作物等に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) 利便工作物等の占用が廃止されるときは、当該利便工作物等に添加されている広告物も占用を廃止すること。
- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

- ② 広告物は、反射材式でないこと。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。
- (7) 運用上の留意事項
 - (ア) 広告物を添加することを主たる目的として利便工作物等を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせて利便工作物等の占用がなされる場合には、当該利便工作物等の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。
 - (イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する利便工作物等の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該利便工作物等の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。
 - (ウ) 利便工作物等の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。
 - ① 広告物を添加する利便工作物等を使用する権利は、当該利便工作物等の設置時における費用負担関係を問わず、当該利便工作物等の占用主体が有すること。
 - ② 利便工作物等に添加する広告物からの広告料が、当該利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
 - ③ 利便工作物等及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
 - ④ 道路管理者が利便工作物等の占用主体に対し、監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等を命ずる場合には、当該利便工作物等及びこれに添加する広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
 - ⑤ 利便工作物等の占用を廃止するときは、当該利便工作物等に添加する広告物も占用を廃止すること。
 - ⑥ 利便工作物等に添加する広告物の占用を廃止する場合における当該利便工作物等の存置の可否及び権利関係について、占用主体双方の協議等により妥当な取扱いが定められること。
 - (エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

2 地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から以下のいずれかの者が実施主体として行うイベント（以下「地域活性化等イベント」

という。)とする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ③ 地方公共団体が支援するイベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体
- ④ その他連絡協議会等において実施主体として適当であると認められた者

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は以下のいずれかの形態のものとする。

- (7) 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路管理者から占用許可を得て道路上に設置する工作物、物件又は施設（(イ)に掲げるものを除く。以下「イベント工作物」という。）に対して、協賛者名等を表示する看板等を添加する形態、若しくはイベント工作物に協賛者名等を表示する形態のもの。

（例）協賛者名を表示する看板を仮設ステージに添加

店名が表示されたオープンカフェ・パラソルの設置

- (イ) 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等に協賛者名等を表示する形態のもの。

（例）協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板の設置

協賛者名を表示した歓迎装飾バナーを利便工作物等に添加

- (ウ) 地域活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない道路の区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態のもの。

（例）公道マラソンのコース沿いに協賛者名を表示する看板を設置

パレードのコース沿いに商品名を表示する横断幕を設置

(3) 広告物の占用主体

原則として、地域活性化等イベントの実施主体が新規に占用許可申請を行うものとする。

(4) 占用の期間

占用の期間は、原則として、地域活性化等イベントの開催期間（イベント工作物の設置及び撤去に要する期間を含む。）を限度とする。ただし、当該イベントに係る開催時期の告知、歓迎装飾等を目的に設置されるイに該当する広告物であって、当該イベントの開催前に設置することにやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

(5) 広告物の設置場所、構造等

- (7) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

- (イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5m以上であること。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。

- (ウ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するものについては、イベント工作物に添加する広

告物の大きさが、原則として表示方向から見た場合における当該イベント工作物の幅及び高さを超えないものであること。

- (エ) 広告物の形態が(2)(イ)に該当するものについては、看板等を設置する主たる目的にかんがみ、協賛者名等の表示の大きさは、原則として、表示面積全体の半分を超えないものとする。

なお、地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等のうち、協賛者名等の表示がない看板等が含まれる場合には、これを(2)(イ)に該当するものと同じの基準のもと取扱うこととして差し支えない。

- (オ) 広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、交通規制により車両の通行が行われないことを前提として広告物の設置を認めるものであることから、交通規制が行われる時間内に限り設置されるものであること。
 - (カ) 広告物を設置することにより、イベント工作物の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。
 - (キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
 - (ク) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
 - (ケ) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
 - (コ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 特に、広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、沿道に多くの歩行者又は見物者が滞留することが予想されることなどから、歩行者等が接触することによる広告物の倒壊等による事故を防止するための安全策が講じられるものであること。
- (サ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出る。
- (イ) 道路管理者による監督処分等によりイベント工作物の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該イベント工作物に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) イベント工作物の占有が廃止されるときは、当該イベント工作物に添加されている広告物も占有を廃止すること。

- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。
- (7) 運用上の留意事項
 - (ア) 広告物を添加することを主たる目的としてイベント工作物を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせてイベント工作物の占用がなされる場合には、当該イベント工作物の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。
 - (イ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するもののうち、イベント工作物に協賛者名等を表示する形態のものについては、これを一の占用物件として取扱うものとする。
 - (ウ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が地域活性化等イベントの開催に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるように配慮すること。

3 道路管理者が管理するベンチに添加する広告物の取扱い例

- (1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体
広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が行う道路管理者が管理するベンチの整備又は維持管理とする。
- (2) 広告物の形態
対象とする広告物は、ベンチに対して、協賛者名等を添加する形態のものとする。
- (3) 広告物の占用主体
原則として、広告物を添加するベンチの整備又は維持管理を行う主体が新規に占用許可申請を行うものとする。
- (4) 占用の期間
異なる占用主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。
- (5) 広告物の設置場所、構造等
 - (ア) ベンチに添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合におけるベンチの幅及び高さを超えないものであること。

- (イ) ベンチに添加する広告物は、原則としてベンチ 1 個につき 1 個までとする。
- (ロ) 広告物を設置することにより、ベンチの本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。
- (エ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (オ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (カ) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (キ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置すること。
- (6) 占用の許可の条件
広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。
- (7) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者がベンチの移設、撤去等を行うときは、当該ベンチに添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ロ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (エ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。
- (7) 運用上の留意事項
 - (ア) 広告物を添加することを主たる目的としてベンチを設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。
 - (イ) ベンチに添加する広告物からの広告料が、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行うベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第 24 条に規定する手続きが必要となる場合があること。
 - (ロ) ベンチの整備又は維持管理及び添加広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、ベンチの整備又は維持管理を行う事業者及び添加広告物の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。
 - (エ) 道路管理者がベンチの移設、撤去等を行う場合には、当該ベンチに添加する広告物の占有主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料がベンチの整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

(カ) 道路管理者は、ベンチに広告物の添加を認めようとする場合には、事前に時間的余裕を持って、当該地域を管轄する警察署長に対し、広告物の広告事業者、表示内容、設置箇所等を記載した詳細な広告物の全体的な設置計画について協議を行うこと。

なお、当該協議において、警察署長から交通安全上の意見があったときには、ベンチの改善、占用許可の条件を附すなど、必要な措置を行うこと。

4 公共サインに添加する広告物の取扱例

公共サインとは、地図情報、観光情報、防災情報等を表示する看板状の物件とし、歩道上に設置するもの、又は既存の占用物件に添加するものをいう。

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容

広告料の充当対象とする地域活動等は、公共サインの整備、若しくは維持管理、又はその両方とする。

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、公共サインに対して、看板等（デジタルサイネージを含む。）を添加して商業広告を行う形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

公共サインの占用主体は地方公共団体とし、広告物を添加する場合は、別途、広告物の占用主体が占用許可申請を行うものとする。ただし、地方公共団体が公共サインの設置及び広告物の添加に同意していること、また、既存の占用物件の占用者が公共サインの設置及び設置する公共サインへの広告の添加に同意していることを書面等により確認できる場合は、当該同意を得た設置主体が公共サイン及び広告物の占用許可申請を行うことができるものとする。

(4) 占用の期間

占用の期間は、原則として、公共サインの占用期間の終期を限度とする。また、既存の占用物件に添加される公共サインは、既存の占用物件の占用期間の終期を限度とする。

(5) 公共サイン及び広告物の設置場所、構造等

(ア) 公共サインを設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。ただし、（ウ）の安全策が講じられる場合、連絡協議会等において定められた広告物の取扱方針で別の定めをした場合は、この限りでない。

(イ) 公共サインは、原則として、道路の縦断方向に対して平行に設置するものとする。ただし、道路の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼすおそれが無いと認められる場合（有効幅員が適切に確保される場合等）は、この限りでない。

なお、既存の占用物件に添加する場合（巻付を除く）は原則として道路中央側に突き出してはならない。また、最下部と路面との距離は4.5m以上とする。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。

- (ウ) 公共サインの設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。
- (エ) 広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における公共サインの幅及び高さを超えないものであること。
- (オ) 公共サインに添加する広告物は、原則として公共サイン1基につき1個までとする。ただし、連絡協議会等での調整の結果、複数面で広告物を表示することが認められた場合は、この限りでない。

なお、公共サインを道路の縦断方向に対して垂直に設置する場合の広告物の設置場所は、車道から公共サインに対して左側の壁面以外とする。

ただし、車道から公共サインに正対して正面の車道側の壁面に広告物の設置を行う場合には、連絡協議会等を活用して関係機関との連携を図ること。

- (カ) 広告物を設置することにより、公共サイン本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるものではないこと。
- (キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (ク) 公共サイン及び広告物の材質及び形状は、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (ケ) 公共サイン及び広告物の構造又は機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(6) 占用の許可の条件

公共サイン及び広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等により公共サイン及び公共サインを添加している既存の占用物件の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、添加されている公共サイン及び広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) 公共サイン及び公共サインを添加している既存の占用物件の占用が廃止されるときは、添加されている公共サイン及び広告物も占用を廃止すること。
- (エ) 既存の占用物件に添加する公共サイン及び広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる

ようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

② 広告物は、反射材式でないこと。

③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること（対象外である場合を除く。）。

(7) 運用上の留意事項

(ア) 道路法第 37 条による道路の占用の禁止又は制限の対象となっている区域において、「道路法第 37 条による占用禁止又は制限に係る当面の運用について」（令和 5 年 6 月 28 日付国道利第 6 号・国道メ企第 38 号・国道環第 49 号国土交通省道路局路政課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長通知）第 1 の 4（1）で認めることとしている占用物件、又は同通知第 4 の 4 に記載されている当面の間認めることとしている占用物件に添加しようとする場合には、占用許可の審査を行う前にその他の占用物件への添加を促すものとする。促してもなお当該占用物件に添加しようとする場合には、占用許可の審査を行うこと。

(イ) 広告物を添加することを主たる目的として公共サインを設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせて公共サインの占用がなされる場合には、当該公共サインの占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(ロ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する公共サインの管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該公共サインの占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りではない。

(エ) 公共サインの占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

① 公共サイン及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。

② 道路管理者が公共サインの占用主体に対し、監督処分等により移設、撤去等を命ずる場合には、広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が公共サインの整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

5 路上に設ける変圧器に添加する広告物の取扱例

以下における「広告物」とは、看板等（デジタルサイネージ、ラッピング）及び広告内容を示すものとする。

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容

広告料の充当対象とする地域活動等は、看板等を活用した防災・観光情報等の公共的な情報（道路管理者や国土交通省（政府）等からの情報を含む。以下「公共情報」という。）の発信とする。

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、路上に設ける変圧器（以下「路上変圧器」という。）に看板等（デジタルサイネージ、ラッピング）を添加して商業広告を行う形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

原則として、広告物を添加する路上変圧器の占用主体が新規に占用許可申請を行うものとする。ただし、路上変圧器の占用主体が広告物の添加に関し同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 占用の期間

占用の期間は、原則として、路上変圧器の占用期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分に設置される路上変圧器に添加されるものであること。ただし、（イ）の安全策が講じられる場合、連絡協議会等において定められた広告物の取扱方針で別の定めをした場合は、この限りでない。

(イ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(ロ) 広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における路上変圧器の幅を超えないものであること。ただし、広告物を稼働させるための電源等を路上変圧器の側面に設置する場合は、電線等を格納するための躯体を路上変圧器の一部として扱うことができる。

(ハ) 広告物の設置場所は、デジタルサイネージを添加する場合は、路上変圧器上部又は壁面とし、ラッピングをする場合は、路上変圧器壁面とする。

なお、表示面は、車道から路上変圧器に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とする。

また、設置パターンは、以下の①～③とする。

① 路上変圧器上部へのデジタルサイネージ添加

② 路上変圧器壁面へのデジタルサイネージ添加又はラッピング

③ 路上変圧器上部へのデジタルサイネージ添加及び路上変圧器壁面へのラッピング

(ニ) 広告物を設置することにより、路上変圧器本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるものではないこと。

(ホ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(ヘ) 広告物の材質及び形状は、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。また、路上変圧器と広告物とは一体的な構造であること。

- (ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (6) 占用の許可の条件
 - 路上変圧器に添加する広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。
- (7) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等により路上変圧器の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ロ) 路上変圧器の占用が廃止されるときは、添加されている広告物も占用を廃止すること。
- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること（対象外である場合を除く。）。
- (7) 運用上の留意事項
 - (ア) 広告物を添加することを主たる目的として路上変圧器を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、原則として、広告物については、既存の路上変圧器に添加されるものとする。
 - (イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する路上変圧器の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該路上変圧器の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りではない。
 - (ロ) 広告物の設置に当たっては、カメラによるセンシング機能や充電用 USB ポート等の附随機能の付加も予想されるところであるが、広告物の占用主体は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守すること及び「カメラ画像利活用ガイドブック」（平成 30 年 3 月 IoT 推進コンソーシアム、総務省、経済産業省）などのガイドライン等を参考として運用方針を作成すること。
 - (エ) 路上変圧器の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。
 - ① 路上変圧器及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又

は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。

② 道路管理者が路上変圧器の占用主体に対し、監督処分等により移設、撤去等を命ずる場合には、広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が、公共情報の発信に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

6 ICTを活用したスマートごみ箱（以下「スマートごみ箱」という。）に添加する広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容

広告料の充当対象とする地域活動等は、スマートごみ箱の整備、若しくは維持管理、又はその両方とする。

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、スマートごみ箱に対して、看板等（ラッピングを含む。）を添加して商業広告を行う形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

スマートごみ箱の占用主体は市町村とし、広告物を添加する場合は、別途、広告物の設置主体が占用許可申請を行うものとする。ただし、スマートごみ箱の設置主体である市町村がスマートごみ箱の設置及び広告物の添加に同意していることを書面等により確認できる場合は、当該同意を得た設置主体がスマートごみ箱及び広告物の占用許可申請を行うことができるものとする。

(4) 占用の期間

占用の期間は、原則として、スマートごみ箱の占用期間の終期を限度とする。

(5) スマートごみ箱及び広告物の設置場所、構造等

(ア) スマートごみ箱は固定式とし、容易に移動することができないものであって、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。また、スマートごみ箱を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。ただし、(イ)の安全策が講じられる場合、連絡協議会等において定められた広告物の取扱方針で別の定めをした場合は、この限りではない。

(イ) スマートごみ箱の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(ウ) 広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合におけるスマートごみ箱の幅及び高さを超えないものであること。

- (エ) 広告物の設置場所は、スマートごみ箱の壁面とする。
- (オ) 広告物を設置することにより、スマートごみ箱本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるものではないこと。
- (カ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (キ) スマートごみ箱及び広告物の材質及び形状は、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。また、スマートごみ箱と広告物とは一体的な構造であること。
- (ク) スマートごみ箱及び広告物の構造又は機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (6) 占用の許可の条件
 - スマートゴミ箱及び広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。
- (7) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等によりスマートごみ箱の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) スマートごみ箱の占用が廃止されるときは、添加されている広告物も占用を廃止すること。
- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること（対象外である場合を除く。）。
- (7) 運用上の留意事項
 - (7) 広告物を添加することを主たる目的としてスマートごみ箱を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせてスマートごみ箱の占用がなされる場合には、当該スマートごみ箱の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。
 - (イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加するスマートごみ箱の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該スマートご

み箱の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りではない。

- (ウ) スマートごみ箱の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。
 - ① スマートごみ箱及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
 - ② 道路管理者がスマートごみ箱の占用主体に対し、監督処分等により移設、撤去等を命ずる場合には、広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- (エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料がスマートごみ箱の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

7 バス停留所標識に添加する広告物の取扱例

バス停留所標識とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に定める一般乗合旅客自動車運送事業にて設置される停留所標識（照明式、デジタルサイネージを含む）をいう。

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容

広告料の充当対象とする地域活動等は、公共交通機関を利用する市民の日常生活における利便性の向上の観点から、バス停留所標識の整備、若しくは維持管理、又はその両方とする。

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、バス停留所標識に対して看板等（デジタルサイネージ、ラッピングを含む。）を添加して商業広告を行う形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

バス停留所標識の占用主体は原則としてバス事業者とする。

また、バス停留所標識に広告物を添加する場合は、別途、広告物の占用主体が占用許可申請を行うものとする。ただし、バス停留所標識の占用主体が広告物の添加に関し同意していることを書面等により確認できる場合とする。

(4) 占用の期間

占用の期間は、原則として、バス停留所標識の占用期間の終期を限度とする。

(5) バス停留所標識及び広告物の設置場所、構造等

- (ア) バス停留所標識を設置する場所は、原則として歩車道の区分のある道路の歩道上または歩車道の区分のない道路における待避所等で交通に支障のない場所とし、また、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。ただ

し、（ウ）の安全策が講じられる場合、連絡協議会等において定められた広告物の取扱方針で別の定めをした場合は、この限りではない。

- (イ) 広告物を添加するバス停留所標識は、道路の縦断方向に対して平行に設置するものとする。ただし、道路の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼすおそれが無いと認められる場合（有効幅員が適切に確保される場合等）や、1本の支柱と直方体のボックスから構成されるものについては、この限りでない。
- (ウ) バス停留所標識や広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故や、自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故等を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。
- (エ) 広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合におけるバス停留所の幅及び高さを超えないものであること。
- (オ) バス停留所標識に添加する広告物の設置場所は、バス停留所標識の壁面のうち、車道からバス停留所標識に正対して左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置されるバス停留所標識に広告物を添加する場合、また連絡協議会等での調整の結果、車道からバス停留所標識に正対して左側の壁面への広告物の設置が認められた場合は、この限りでない。

なお、車道からバス停留所標識に正対して正面の車道側の壁面に広告物の設置を行う場合には、連絡協議会等を活用して関係機関との連携を図ること。

- (カ) 広告物を設置することにより、バス停留所標識本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるものではないこと。
- (キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (ク) バス停留所標識及び広告物の材質及び形状は、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。また、バス停留所標識と広告物とは一体的な構造であること。
- (ケ) バス停留所標識及び広告物の構造又は機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

また、デジタルサイネージとする場合には、照明の方法や明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものではないこと。

(6) 占用の許可の条件

バス停留所標識及び広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等によりバス停留所標識の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) バス停留所標識の占用が廃止されるときは、添加されている広告物も占用を廃止

すること。

- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等により事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- ② 広告物は、反射材式でないこと。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること（対象外である場合を除く。）。

- (7) 運用上の留意事項

- (ア) 広告物を添加することを主たる目的としてバス停留所標識を設置することは本取扱いの趣旨とすることではなく、広告物の添加とあわせてバス停留所の占用がなされる場合には、当該バス停留所標識の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

- (イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加するバス停留所標識の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該バス停留所標識の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りではない。

- (ウ) バス停留所標識の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① バス停留所標識及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
- ② 道路管理者がバス停留所標識の占用主体に対し、監督処分等により移設、撤去等を命ずる場合には、広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

- (エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が、バス停留所標識の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

8 トイレ内に設置する消耗品を無償提供するデバイスに添加等する広告物の取扱例

- (1) 広告料の充当対象とする公共的な取組みの内容

広告料の充当対象とする公共的な取組みは、道路利用者の利便性向上の観点から、

トイレ内に設置され消耗品を無償提供するデバイス（以下「デバイス」という。）の整備、若しくは維持管理、又はその両方とする。

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、デバイスに添加するもの又はトイレ内に設置する形態のもの（デジタルサイネージを含む。以下「添加等」という。）とする。

(3) 広告物の占用主体

原則として、デバイスの占用主体が新規に占用許可申請を行うものとする。ただし、デバイスの占用主体が広告物の添加等に関し同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 広告物の占用の期間

占用の期間は、原則として、デバイスの占用期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物の設置場所はデバイスを設置するトイレ内とする。

(イ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、落下、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(6) 占用許可の条件

デバイス及び広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

(ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者による監督処分等によりデバイスの移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該デバイスに添加等する広告物についても、同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) デバイスの占用が廃止されるときは、当該デバイスに添加等する広告物についても、占用を廃止すること。

(エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

(オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

① 広告物は音声を用いたものではないこと。

② 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

③ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること（対象外である場合を除く）。

(7) 運用上の留意事項

(ア) 広告物を添加等することを主たる目的としてデバイスを設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加等とあわせてデバイスの占用がなされる場合には、当該デバイスの占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加等するデバイスの管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該デバイスの占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

- (ウ) デバイスの占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。
- ① デバイス及び広告物の添加等又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
 - ② 道路管理者がデバイスの占用主体に対し、監督処分等により移設、撤去等を命ずる場合には、広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- (エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が公共的な取組みに要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料がデバイスの整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

国 道 利 第 53 号
令和 6 年 3 月 26 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局路政課長
(公 印 省 略)

バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号。以下「22 号通達」という。）別紙の 2（3）に基づき、バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いを別紙 1 のとおり定め、設置形態等を別紙 2 のとおり参考として作成したので、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知の「バス停留所その他これに類する施設」とは道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に定める一般旅客自動車運送事業に係る待合施設をいう。
- 2 本通知は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。
なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 26 号）は、令和 6 年 3 月 26 日付けで廃止する。

バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて

1 広告料の充当対象

広告料の充当対象は、公共交通機関を利用する市民の日常生活における利便性の向上、又は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、道路管理者が管理するバス停留所その他これに類する施設に設置される上屋（以下「道路附属物上屋」という。）、ベンチの整備又は維持管理、若しくは道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理とする。

- ① バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋（以下「占用物件上屋」という。）
- ② ①に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス停留所その他これに類する施設の利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）

2 広告物の形態

対象とする広告物は、道路附属物上屋又は占用物件上屋（以下単に「上屋」という。）に添加される広告板（デジタルサイネージを含む。）（以下「添加広告板」という。）とする。

3 広告物の占用主体

添加広告板については、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が、新規の占用許可申請を行う。この場合の広告事業者には、占用物件上屋の占用者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該占用者も含まれる。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

4 添加広告板の設置場所、構造等

原則として、添加広告板の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。

ただし、6（1）の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

- (1) 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下4において同じ。）のうち、車道から上屋に正対して左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。
- (2) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられるものであること。

特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合には、この限りでない。

また、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面に添加広告板を設置する場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。

さらに、広告物の掲示面を同一の方向に2面以上設ける場合には、掲示面と掲示面の間に開口部を設け、又は掲示面と掲示面の間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。
- (3) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。
- (4) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。
- (5) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (6) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
- (7) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。

また、添加広告板をデジタルサイネージとする場合には、照明の方法や明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものではないこと。
- (8) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (9) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。

5 占用の許可の条件

添加広告板の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (1) 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (2) 添加広告板を用いて掲示する広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
- (ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- (イ) 広告物は、反射材料式でないこと。
- (ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- (エ) 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

6 上屋等整備・管理計画の提出について

- (1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を広告事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、広告事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。
- (2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、(1)の手続に準じて取扱うこととする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合にはこの限りでない。
- (3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、広告事業者は、当該計画に沿って占有許可申請を行うものとする。

7 運用上の留意事項

(1) 道路附属物上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

- (ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として道路附属物上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。
- (イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得た収入が、道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
なお、道路管理者以外の者が行う道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。
- (ウ) 道路附属物上屋の整備又は維持管理及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じた時は、道路附属物上屋を整備又は維持管理する事業者及び添加広告板の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における事業者と道路管理者との間の連絡通報関係及び事業者における責任の所在が明確であること。
- (エ) 道路管理者が道路附属物上屋の移設、撤去等を行う場合には、当該上屋に設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

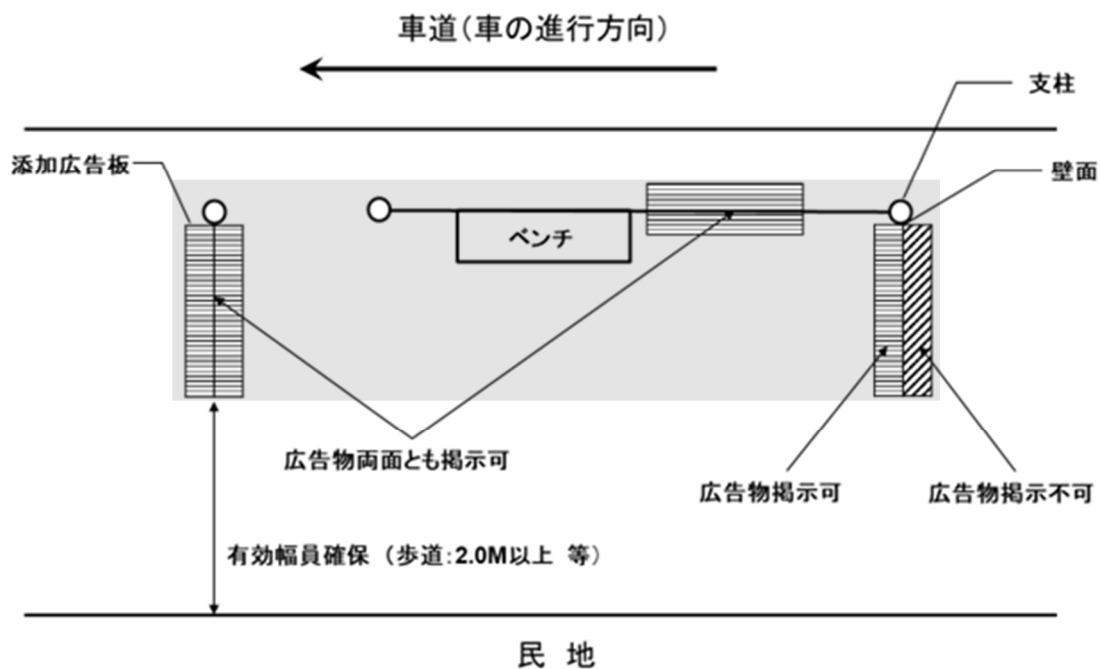
(2) 占用物件上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

- (ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として占用物件上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて占用物件上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。
- (イ) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、占用物件上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。
- (ウ) 占用物件上屋の占用主体と広告事業者が異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。
 - ① 占用物件上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、占用物件上屋の占用主体が有すること。
 - ② 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、占用物件上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
 - ③ 占用物件上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各

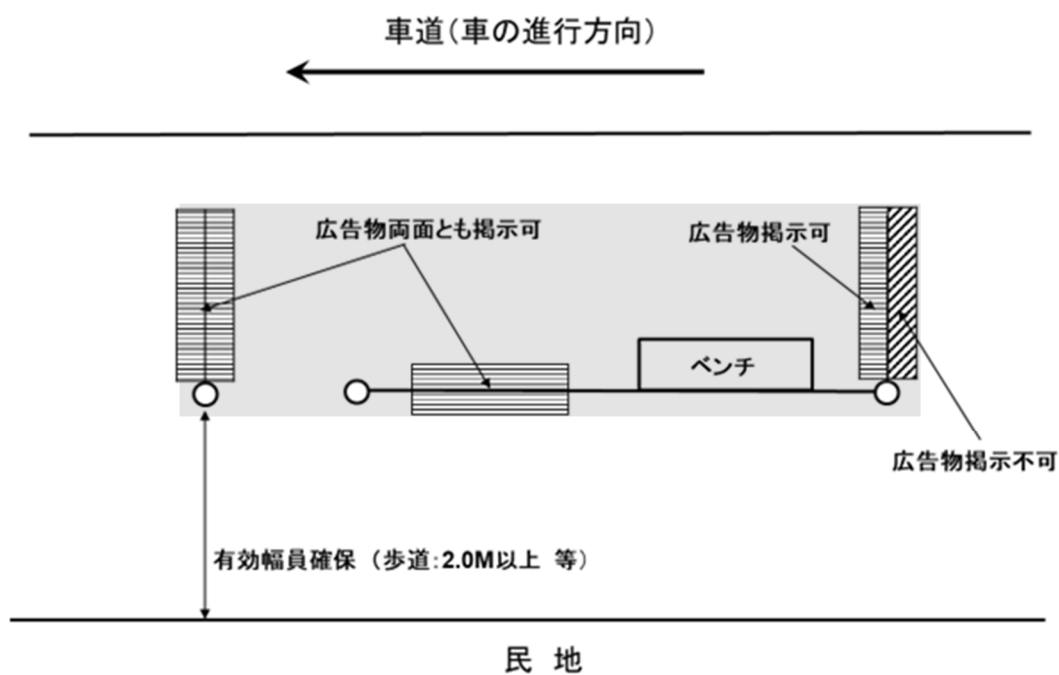
事業者における責任の所在が明確であること。

- ④ 道路管理者が占用物件上屋の占用主体に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
 - ⑤ 占用物件上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。
 - ⑥ 添加広告板の占用を廃止する場合における、占用物件上屋の存置の可否及び権利関係について、占用物件上屋の占用主体と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。
- (3) 添加広告板の占用料は、広告事業者から徴収するが、その取扱いに当たり、一の添加広告板の表裏2面に広告物を表示しているものの占用料については、「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日建設省道政発第3号、第3号の2、第3号の3）記1（6）を適用する。
- (4) 添加広告板の設置を認めるにあたっては、警察との連携を図るため、当該地域を管轄する警察署長へ協議を行うこと（広告物のみを既存の上屋に添加する場合を含む。）。

設置例1



設置例2



設置例3(バスターミナルの場合)

車道(バスの進行方向)



広告物掲示可
(外側内側とも)

広告物掲示可
(外側内側とも)